

株式会社新洲 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：計画期間内に育児休業率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率30%以上

<対策>

- ・令和8年4月～ 育児休業を取得可能な社員に対して育児休業制度等の説明と取得の促進を図る。
男性育児休業促進ポスター作成や全社員への周知

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月30時間未満とする。

<対策>

- ・令和8年6月～ 社員へ残業削減の周知し、残業の事前申請制の徹底